

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101582号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200040号

## 第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、A社C支社)における平成25年12月10日の標準賞与額を2万2,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成3年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月10日

A社に時給制契約社員として勤務した期間のうち、請求期間に係る賞与記録がない。

貯金通帳において賞与が振り込まれていることが確認できるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社C支社の事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された貯金通帳の写しにより、請求者は、請求期間に同社から2万2,940円の賞与を支給されたことが認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社B支店における請求期間の標準賞与額を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。